

家電リサイクル法でのリサイクル料金徴収方式について検討する

2010/01/15

経済学部 経済学科

E108207 土橋 貴一

・目次

1. 問題の背景
2. 報告の目的
3. 2つのリサイクル料金徴収方式
 - (1) 前払い方式
 - (2) 後払い方式
4. 後払い方式の問題点
5. 前払い方式にするにしろ出てくる問題点
6. 後払い方式を適用し続ける場合の対処方法
7. 前払い方式にする際の対策
8. 結論
9. 参考文献

1. 問題の背景

日本では高度経済成長から家庭用機器の生産量が爆発的に増えている。これらの製品のおかげで、日本の経済レベルが世界各国と比べてみても格段に上昇し、世界の経済大国となった。

日本は経済レベルだけではなく、一般家庭の生活レベルも自動車やパーソナルコンピュータ、テレビジョン、冷蔵・冷凍庫、洗濯・乾燥機、エアコンなどの出現によって、高度経済成長より昔に比べて、より快適な生活を送ることができているのは、ほぼ間違いないだろう。

しかし、大量に生産され、大量に消費されるが故に、家庭用機器の廃棄物が増加してきているという問題が出てきた。そして、これ以上廃棄物になってしまった家庭用機器を粗大ゴミとして処分するのは、もったいなく循環型社会の達成度は低かったです。それに伴い、廃棄物を減らすために特定家庭用機器再商品化法（以下・家電リサイクル法）が定められました。この法律では、特定家庭用機器をリサイクルして、いらなくなったものや、使わなくなったものを社会全体で見てもうまく循環させるようにして資源の有効利用を推進させました。

しかし、このリサイクルを行うためには、家電販売店に行きお金を払わないと引き取ってくれないので、交通の面倒くささや、お金を払いたくないがために、不法投棄が増えてきているなどの様々な問題ができてきています。

2. 報告の目的

家電リサイクル法のリサイクル料金徴収方式を変えることによって、関連する問題が改善されるかを考える

3. 2つのリサイクル料金徴収方式

(1) 前払い方式

あらかじめその製品の料金にリサイクル料が上乗せされて、販売されています。その製品を購入した時点で、リサイクル料が自然に徴収されているという方式です。現在の家電リサイクル法では採用されていません。

ちなみに「自動車リサイクル法」という、自動車のリサイクル徴収方式を定めた法律では、この前払い方式が採用されています。

(2) 後払い方式

製品を買った時点では、リサイクル料が一円も徴収されずに、その製品を使わなくなつて廃棄しようと考えたときリサイクルするために、その時点でリサイクル料が徴収されます。現在の家電リサイクル法ではこの方式が採用されています。

4. 後払い方式の問題点

後払い方式にすることによって、製品を購入した消費者が、廃棄しようと思ってリサイクルに出そうと思ったときに、わざわざその際にリサイクル料というお金を払ってまで、リサイクルするのは嫌な人がいる場合に、不法投棄をする人が増えてしまうという問題です。

しかも、その消費者真理をうまく利用した悪質な業者は、消費者からリサイクル料としてお金と廃棄物を回収して、人気がない所に不法投棄する業者まで出てきています。

なぜ、不法投棄はいけないのかといいますと、不法投棄されるとその場を回復させるために、多額の回収費用を必要とします。しかし、その費用は事業者の（計画的な）倒産などにより事実上はほとんど不可能であることから、我々国民の税金を使用せざるを得ません。

そして、前払い方式を現在適用している、自動車リサイクル法は2005年1月から施行になりましたが、不法投棄・不適正保管の車両は、施行前の22万台(2004年9月)から施行後の3.5万台(2007年3月)と、なんと84%も減少したのです（経済産業省の調べによる）。

ということで、今現在採用されている後払い方式だと、不法投棄の問題が密接に関係している。

5. 前払い方式にするにしろ出てくる問題点

1つ目、すでに市場に出回っている3億台もの対象商品には、後払い方式でしか対処できない。

2つ目、もし前払いで徴収されるようになった場合、その製品が排出される10数年後のリサイクルコストが把握できず、適正な料金設定ができない。

3つ目、前払い金を払ってからリサイクルするまでの間に、企業が倒産してしまった場合、消費者に残る対象商品の対処方法が定まっていないなど、対象商品を買う際には自動車に比べて、必要な手続きが少なくリサイクル料金管理システムが充実していない。

このように前払い方式にすることによって、不法投棄の問題は少なくなっていくことが予想されるが、不法投棄以外の問題が数多く出てくる。

6. 後払い方式を適用し続ける場合の対処方法

このまま、後払い方式を適用し続けると不法投棄の問題が一向に減っていかない。

ということで、この不法投棄に対しての対策を述べる。

まずはリサイクル料金を引き下げることだ。

それは今現在、不法投棄の罰則は、不法投棄を犯して刑事事件になった場合、廃棄物処理法違反として「5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金若しくは併科」という重い罰則がある。

これだけ、重い罰則があるにもかかわらず、不法投棄があるということは、罰則強化だけでは対処されないということだ。

ということで、税金を投入するか、各家電メーカーがリサイクル料金を支払ってリサイクル料金を引き下げること、消費者負担を軽減させる。

これは不法投棄の理由のほとんどが、リサイクル料金が低いという理由だからだ。

リサイクル料金をまず一時的に引き下げると、不法投棄が減り不法投棄された廃棄物の回収費用（今では税金が使われている）も減っていくからである。

それが難しいならば他に、山林、空き地などの雑草を定期的に除去するなど「管理している姿勢」を示す。定期的な管理を行い、ごみの投棄があった場合は「迅速に撤去」する。囲いなどを設け「投棄されにくい状況」にする。⁽¹⁾

7. 前払い方式にする際の対策

前払い方式にすると出てくる問題の1つ目の、すでに出回っている商品については、前払い方式に改定する際にはもう仕方がないので、その商品については後払い方式で対処します。

2つ目の、10 数年後のリサイクルコストが分からないことについては、前払い方式で徴収したリサイクル料金をその製品に使用するのではなくて、その時期に排出された製品に対して使用する、年金前払い制度を採用すればいいからです。

年金についても様々な問題があるので、まだまだその問題をつめていくことも重要です。

3つ目の、企業倒産の場合は、各家電メーカーが孤児製品対策にあてるための費用（販売台数に比例）を、回収したリサイクル料から少しずつ貯めておく（保証する）ための預託機構を導入していくことによって、自動車リサイクル法のような安定した法律となっていく。

8. 結論

前払い方式に改定したとしたら、不法投棄の問題が減る反面、製品管理の問題や、様々な制度を確立しなければならないので、不法投棄だけに絞って前払い方式に改定するのは問題がある。

そして後払い方式を適用し続けるならば、法改定のエネルギー、製品管理などの制度を確立しなくてもよい反面、不法投棄の問題があるのでリサイクル料を下げるか、不法投棄される場所の「管理」を徹底して不法投棄されない環境を作っていかなければならない。

ということで、料金徴収方式を変えようとしても関連する問題は改善されるが、それとは別の問題が発生してしまう。

なので、今現在発生している問題だけに絞って料金徴収方式を変えようというのは解決策とはならない。

それがゆえに、この問題は奥深い。

9. 参考文献

- 1) <http://www.town.nagara.chiba.jp/kurashi/sumai/risaikuru.html>
・フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』